



障がいのある方が安心して生活できる社会に

問合せ／障がい福祉課 ☎ 34

平成28年4月から「障害者差別解消法」が施行されます

障がい者差別に関する基本的な考え方

	不当な差別的取扱い	合理的配慮
国・地方公共団体など	禁止	法的義務
民間事業者	禁止	努力義務

【具体的な対応】

- ①政府全体の方針として、「差別の解消の推進に関する」基本方針を策定
- ②国・地方公共団体等⇒当該機関における取組みに関する職員対応要領を策定（地方公共団体などの策定は努力義務）
民間事業者⇒主務大臣が事業分野別の対応指針（ガイドライン）を策定

※詳しくは市ホームページ「障害者差別解消法について」をご覧ください。

あいサポート運動
障がいのある方が困っているときに、必要な配慮を理解し、日常生活で、ちょっとした配慮を実践する運動のことです。
市では、誰もが暮らしやすい地域社会を皆さんと一緒に作るため、この運動を推進しています。あいサポーター研修を随時実施していますので、ぜひご参加ください。

障害者差別解消法とは
「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が平成28年4月1日から施行されます。
この法律は、障がいを理由とする差別を解消するための措置などを定めています。すべての国民が障がいの有無によって分け隔てなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を目指して制定したものです。

障がいを理由とした差別とは
正当な理由がなく、障がいがあるということだけでサービスの提供を拒否や制限、条件を付けたたりするような行為。
（例：障がいのあることを理由に、入店を拒否するなど）
合理的配慮の不提供
障がいのある方から何らかの配慮を求め、意思表示があつた場合、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うことが求められます。こうした配慮を行わないことで、障がいのある方の権利利益が侵害される場合も差別にあたります。

社会的障壁とは
障がいのある方が、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるものを指します。
● 社会における事物（通行、利用しにくい施設、設備など）
● 制度（利用しにくい制度など）
● 慣行（障がいのある方の存在を意識していない慣習、文化など）
● 観念（障がいのある方への偏見など）

富士見市手話言語条例を制定しました

平成27年12月の富士見市議会定例会において富士見市手話言語条例が可決され、平成27年12月18日に施行されました。市では手話が言語であるという認識に基づき、手話に対する理解を深め、広く普及するとともに、手話を使う市民が安心して日常生活を送ることができるよう環境を整え、すべての市民が共に生きる地域社会の実現を目指しています。
本条例は、市内に在住、在勤、在学している方や、市内で事業活動を行う個人、企業、団体などを対象としています。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

条例制定に至るまでの経過
本条例の策定は、あいサポート運動や手話通訳者養成事業、手話通訳者派遣事業を共同で実施している三芳町とともに、各市町の聴覚障がい者や手話通訳者などの関係者、行政担当職員で検討委員会を設置し、5回にわたり会議を開催し、出された意見を参考に制定しました。

手話言語条例推進方針の策定
市では、平成28年4月からの施策実施に向けて、推進方針を策定しています。
①手話への理解と普及に関すること
②手話による情報の取得および手話が使いやすい環境

手話は言語です
手話は、音声言語の日本語と異なる言語であり、耳が聞こえない方や聞こえづらい方が物事を考え、会話をするとき、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語です。国際連合総会で採択された「障害者の権利に関する条約」や「障害者基本法」で「手話は言語である」と位置付けられています。

※詳しくは市ホームページ「手話言語条例について」をご覧ください。

③手話による意思疎通支援に関すること
聴覚障害者の会、手話サークル、行政職員、議員の皆様の協力を得て、無事に手話言語条例が成立できたことは、本当に嬉しく、心から感謝いたします。
聴覚障害者にとって、手話は生きる力、重要なコミュニケーションであること、多くの方に知ってもらい、年齢・性別に関係なく、健聴者と互いに助け合っていることを願っています。
また、4月1日から障害者差別解消法が施行されることに伴い、障がい者の社会参加の推進と共生社会の実現に向けての一助になると信じています。



富士見市聴覚障害者の会会長 大澤秋良さん
手話言語条例の制定にあたって